

長野市農業委員会第17回総会議事録

- 1 日 時 令和6年6月28日(金)
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後3時30分
- 2 場 所 会議室203(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
1番 阿部 孝二 2番 北村 守 3番 駒村 保幸
4番 青木 保 5番 久保田清隆 6番 野池 久
7番 長谷部 孝 8番 小池 知永 9番 渡邊 美佐
10番 小林 清男 11番 清水 貢 12番 鈴木啓佐利
13番 奥山 雅茂 14番 山本 忠宏 15番 祢津 光博
16番 北澤 万正 17番 横山 幸季 19番 曾根 信一
20番 花見ひとみ 21番 近藤 利章 23番 善財 良治
25番 和田 修
- 4 欠席委員
18番 高木喜久夫 22番 宮崎 治夫 24番 佐藤 隆
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
参事兼事務局長 浅川 清和 主幹兼事務局長補佐 笠井 英明 事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次 係 長 曾根 明美 係 長 駒村貴久美
主 査 酒井 雅宏
農業政策課
主 事 中野 修平
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第157号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第158号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第159号 農地法第3条の規定による許可取り消しについて
議案第160号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第161号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第162号 非農地決定について
報告第50号 農地法第4条の規定による届出について
報告第51号 農地法第5条の規定による届出について
報告第52号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
(2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第163号 令和6年度管外視察研修について
議案第164号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務
の実施状況の公表

曾根会長代理　ただ今から、第17回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は在任委員25名中、22名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は18番 高木喜久夫委員、22番 宮崎治夫委員、24番 佐藤隆委員です。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青木会長　改めまして皆さん、ご苦勞さまでございます。久々の雨で、農家の方は若干、休息ができるんじゃないかというふうに、私は恵みの雨と捉えたいと思っております。先ほど、曾根代理さんからもお話ありましたように、6月に入って、6月3日、それから6月10日、県内で雹が降ったということで。御代田町、佐久市、軽井沢町、東信が中心ですけど、高原野菜を中心に約6,000万の被害が発生したという話をお聞きしてますし、新聞にも掲載されました。

それから、今日の日本農業新聞に載っていましたが、高温による国産果樹への影響ということで、一つは山形県のさくらんぼ。長野のさくらんぼもそうなんですけども、見ましたら、一つは双子といいますか、一つの粒なんだけど頂点が二つある双子さくらんぼが今年、非常に多いという話も聞きました。もう一つは、完熟になるのが非常に早い。表面が、普通はぴかぴかしてるんですけども、しわがちょっと寄ってるということで、歩留まり、いわゆる良品の歩留まりにだいぶ影響してるということで、早くも高温の影響が出てきてるのが今の現場の状況でございます。これから本格的に桃がスタートし、ぶどう、りんご、大きい影響がなければいいなというお祈りをしております。

二つ目ですけど、6月18日にNOSAI長野、収入保険等々、入ってるNOSAI長野の通常定期総会がございました。私も出席をしてきましたけれども。一番、今、力を入れてる収入保険の加入率でございますけれども、長野市の場合を見ても青色申告をしている人が個人、法人含めて全部で819名、令和5年の。そのうち、加入者が366名。加入率でいくと44.7パーセントという、ようやく半分近い方が収入保険に加入をしたということです。ここ2年ぐらいで一気に加入者数が増えている、ということで、非常にわれわれとしてはセーフティーネットという観点から、いい傾向だなと思っておりますし、もっと欲をいえば、少なくとも青色申告をされている方は、ほぼ専業農家の方がほとんどなので8割、9割が入って当たり前じゃないかと思っております。

NOSAIから資料、取り寄せたのですが、今年は既に引受件数、令和6年度の契約が366件と聞いていますし、そのうちの108件

の方が保険金の支払いを受けているということです。おおむね3分の1以上の方が保険金を受けている、何らかの形で収入が減少して、その補填で保険を適用されていると聞いております。そういう意味では、結構な方が保険金の恩恵を受けているなど感じておりますし、あらゆる場面での災害にも、この保険は対象になるという形じゃないかと思っておりますので、ぜひ、契約、加入をもう少し高めたいと思っております。私が一番心配しているのは、特に若い人たちが、なかなか加入について、加入金が高いというイメージで躊躇されている方が多いんですけども。この辺も、私ども長野市としては新規加入、3年ぐらいは市の補助金が出るという制度にもなっていますし。できれば3年と問わず常時、加入すれば一定の支援金もう少し手厚くならないのかなというのが私自身の気持ちですので。この辺は、また皆さんと相談しながら、行政のほうに要求すべきものは要求していったらどうかと考えております。

それから、これは青色申告者が前提なんです、農業者保険の加入。ところが簡易青色制度というのがあるんです。白色とは違うんですけども、もうちょっと日常管理をきめ細かく、青色申告まではいかなくて。そういうレベルでも、この収入保険に入れますんで、この辺をもっと、これはNOSAIの本来の仕事なんですけども、私どもとしても勉強しながら農業者の方々に推薦をしていきたいと考えております。

三つ目は、今日『農地のつぶやき』に書きましたけれども、実は、今月の5日と10日、2日にわたり、今、私ども農業委員会が良くても悪くても気になっている案件について、もう少し現場を深掘りしてみようと、継続してやらなきゃならんことも含めて現場の確認をしようということで。私ども、曾根さんと私、それぞれの場所によっては調査会長なり農業委員のご協力、事務局は局長さん、スタッフの皆さまがたにご同行いただきまして全部で10カ所、取りあえず回りました。中部は既に管内研修で要所要所、回ってますんで、取りあえずはということで、今回は中部調査会を除く4調査会のうちの10カ所を巡回しました。『つぶやき』に書いてますけども、それぞれ、いろいろな角度から、いろいろな課題があるなということであらためて感じましたし、一過性でいける問題じゃないのもあります。もうちょっと深掘りをして、農業委員会として農業者の立場に立った形でもう少し対応しなきゃいけない内容があるなという内容でございます。

簡単に言いますと、1番は地域おこし協力隊員の育成です。最近、地域おこし協力隊でも農業を目指して地域おこし協力隊、長野市へ来られる方も増えてます。そういう人たちを3年後には一

人前の農家として育てあげるといふ、大きな地域としての義務があるんです。そのためのサポートをどうしているのかという、どうも地区による温度差もあるし縦割り行政の関係もあって、十分、この辺がうまくいってないということで。現在、地域おこし協力隊の皆さんのご意見を聞きながら、何をしなきゃならんかというお話を関係者とは集まって一回、話をしますというのが1番です。

2番は松代地区における農地中間管理機構関連事業による基盤整備事業の取り組み、今、いろいろ松代地区の農業委員、元農業委員含めてやられています。大きな意味ではまとまりつつあるんですけども、なかなか、まだ国の採択までにはもう少しハードルがあるなということで、この辺の状況についてどうなのかということ。

3番目は篠ノ井の塩崎地区の遊水地の関係です。これは篠ノ井の、塩崎の農業委員が中心になって今、やってもらっていますけども、遊水地だって毎年、水に浸かるわけじゃないんです。令和元年の台風は100年に1回と言われてますから。そうしますと、通常、水つかない所は、その農地をそのままにしとくんかということ、もう少し農地としての利用価値があるんじゃないかなということ。この辺について、状況によったら県や国に対して利用価値を高めるための提案をしてこうじゃないかというようなこと含めて。

裏は南長野運動公園のフットボール場の整備です。結構、広い場所を練習場に。練習もいいんですけども、パルセイロは、もうちょっとサッカーも強くなってほしいなという感じもしますし。

それから有旅の、待望のワイナリーです。これは非常に場所もいいし立地状況もいいということで、ぜひ、ここは成功事例として地域としてもやっていただければありがたいなと思っています。

それから長沼の、津野の●●です、●●さんっていう方ですけども。非常にこの方も根性あって、新しい技術をどんどん取り入れながら、ここには書きませんでしたけども年間約1億4,000万の売り上げを上げているという。一つ、大きな施設栽培としてのモデル事業だと思っています。

それから、今話題のヘーゼルナッツ。これは、今回の一番の中心になっている駒沢の●●さんの所にお伺いしまして、お話も聞いたり現場も見たり研修所も見たり、いろいろさせてもらいました。いろいろ考えれば考えるほど、夢もありますけども課題も出てくるなというのが正直なところであります。

8番目が、鬼無里にトルコから来られた●●さんという方、今、

西洋レストランをオープンしたということで。この方も非常に頑張り屋さんで、これから鬼無里を、できれば田舎のレストランのモデルになるのじゃないかというようなことで、いろいろと情報もらいました。たまたま、この方はお邪魔しましたが、もともと実家はヘーゼルナッツを作っているというお話でした。いろいろな情報を持ちじゃないかなと思うんで、この辺もいろいろと、これからやったらどうかなと思います。

緩衝地帯の有害鳥獣対策です。緩衝地帯の設置と維持管理について。非常に今、和田会長さんとも苦労されているんですけども、ご多分に漏れず、高齢化です。このまま維持管理をどういうふうにしてこうかということ、これはそう遠くない話じゃないかなと思っています。これらも、もう一步、もう二歩も前に進め支援を強化していかないと維持できなくなってくるなということです。

詳細については、また事業局から細かいレポートを皆さんがたにお渡しする予定ですので、よく中を見ていただいて。これは今回、初めてやったんですけども、できれば1年に1回ぐらいは新しい項目を含めて、追加をしながら継続的にフォローしていきたいと。地区の農業委員だけではどうしようもない課題が起きてるといことは、農業委員会全体がやっていければ、もう少し何か、打開の道は開けるんじゃないかなという観点から、こういう動きをしてるといことをご理解いただきたいと思います。話、長くなりましたけども、今日、農地法の第3条、4条、農地法関係中心になりますけども、よろしくご審議のほど、お願いをいたしまして開会の挨拶とします。よろしくお願ひします。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして、浅川事務局長から挨拶をお願いします。

浅川参事
兼事務局長

こんにちは。本日は何かとご多忙のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。今ほど、会長からもお話がございました。先日の現場確認の関係につきましては、それぞれの調査会長始め、関係の委員には大変ご協力いただきまして有意義な会となりました。ありがとうございました。これら管内視察につきましては、先月の中部地区も含めまして今後、しっかりと整理をし、ご報告をしてまいります。私自身も大変、今回、勉強させていただきました。いろいろとご苦労をされて本当に頑張っておられる方々、それから希望を持って農業に参入されてくる若い方、大変、こちらが元気を頂戴いたしました。農業委員の皆さん、推進委員の皆さんの活動が、このような農業者の皆さまの明るい未来に一層寄与されますように、事務局としても支えてまいりたいと思っております。

さて、市では今月の 13 日から 6 月市議会定例会が開会をされまして、本日が最終日となります。今定例会には、農業関係では一般会計補正予算として、麦、大豆生産性向上のためのドローンを用いた病害虫駆除に要する補助、小規模ワイナリーの開設に要する補助、それから 4 月 9 日に発生した大雨により被災した農道水路等の復旧に要する費用なども計上しました。また、一般質問では市議会議員から、ため池の地震対策、農家民泊、イオンモール須坂の直売所、売れる農業、農福連携とヘーゼルナッツ栽培、収入保険の補助制度、鳥害カラス対策、そして伝統野菜の振興など、かなり多岐にわたります。質問が出されまして議論が交わされました。また、経済文教委員会におきましても、イオンモール須坂の直売所の件、ヘーゼルナッツの周知と情報提供などにつきまして意見が出されたところでございました。

最後に、先日、長野市農業祭の実行委員会がございまして、今年度は 10 月 26 日の土曜日、ビッグハットで、今回も産業フェアと同時開催とのこととございます。ご予約に加えていただければと思っております。以上、本日は農地法等議案 29 件他でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

曾根会長代理

ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定により会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議

長

それでは規定に基づきまして私が議事進行をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。着座にて進行させていただきます、失礼いたします。それでは最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号 11 番 清水貢委員、議席番号 12 番 鈴木啓佐利委員、両委員、よろしく申し上げます。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定で、農業委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件に関しましては当事者または関係者となっている方が、今のところ、ございません。皆さん、議案をご覧になって、私があるという方はご発言をいただきたいんですが、よろしいですか。

【該当なし】

議

長

特にご発言、ございませんので、関係者なしということで議事を進めさせていただきます。次に議案の訂正等の報告を事務局よりお願いいたします。

笠井主幹

事務局の笠井です、よろしく申し上げます。説明は着座に

兼事務局長補佐 てさせていただきます。初めに資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けしてご持参いただいております資料につきましては、別紙、総会資料一覧確認用のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。なお、訂正につきましては別紙の訂正票のとおり、農振除外等に係る議案になりますが、詳細は議案説明の際に農業政策課から行います。議案の訂正等につきましては以上でございます。

議 長 それでは議事に入ります。農地法等に係る事項について審議を行います。議案第 157 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹 兼事務局長補佐 議案第 157 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊 1 ページをご覧ください。番号 1 番から 6 ページの 20 番までの 20 件でございます。内容は、所有権移転案件が 18 件、使用貸借権案件が 2 件となります。このうち 5 番、6 番、10 番、17 番、20 番の 5 件が農家創設でございます。また、14 番、19 番は 10 アール未満の案件でございます。なお、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告を、農家創設を含めてお願いをいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番から 6 番、よろしく申し上げます。

善財地区調査会長 北部地区調査会の善財です。1 番につきましては有償による所有権移転、72 m²であります。これは、受人の現在耕作をしている畑の隣接地に当たりまして、一体的に利用し里芋、レタスを作りたいというものであります。許可妥当と判断いたしました。2 番、これも有償の所有権移転であります。3 番も有償の所有権移転で、この 2 件につきましてはエムウェーブ南側の、産業団地の代替地の取得案件でありまして、それぞれ水稻、あるいは 3 番は大根という作物予定であります。問題なしと解釈いたしました。ページをめくっていただきまして、4 番は有償による所有権移転。受人は農地所有適格法人であります株式会社●●であります。これにつきましても、ブルーベリーの栽培を目的とすること

であります。この会社につきましてはモザイク的に、この辺の土地を取得しておりますが、問題なく耕作されるものという判断をいたしまして、許可妥当と判断いたしました。

5番、6番は、それぞれ農家創設案件であります。現在の経営はゼロであります。それぞれ記載のとおり農家経営をやるということで、調査会にそれぞれ、ご出席をいただいて経営方針等について確認をいたしました。5番はブルーベリーを作りたいということでありまして。実家が農家であり、仕事や育児に手が離れたので当面、自家用に作り、順調になったら直売所も考えているということで、許可妥当と判断いたしました。6番、こちらは耕作が放棄されている畑で、この方の経営方針は野菜、梨、りんご、ココナツともありますが、多彩なものを栽培するということでありまして。基本的には野菜のハウス栽培を予定したいということで、いろいろな品目があることから農薬散布のドリフトを心配して確認したところ、ビニールハウスで区切られた区画ごとに作物を分けるので飛散はないようにしたいということでありまして。当面は自家用であります。将来は販売していきたいということで、こちらでも許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長
和田地区調査会長

続きまして西部地区調査会長から7番についてお願いします。西部地区調査会の和田です。本件事案につきましては、渡人の●●さんと受人の●●さんは同級生でありまして、渡人の●●さんは別件で来月、審議予定ですけれども、自宅近くの農地を購入する話が進んでおり本件につきましては自宅から1キロと離れており、受人が自宅から300メートルということで近くということもありまして、話がまとまり売買に及んだものです。許可要件を満たしておりますので承認することに問題はないと認められます。よろしくお願いします。

議 長
北村地区調査会長

続きまして中部地区調査会長から、8番、9番についてをお願いします。中部地区、北村でございます。8番、9番は関連案件であります。最初に9番の所有権移転の話があって、それに伴って境界を確認することをしたんですけれども。そのときに立ち会っていただいた8番の受人が、9番の農地の隣にあるんですけれども、その農地への侵入路を拡幅したいという要望がありまして。それを受け入れて分筆後、8番で24㎡、下が通じるということで移転する案件でありまして、許可条件に適合していると判断をいたしました。以上であります。

議 長
小林地区調査会長

続きまして南部地区調査会長から、10番から16番、お願いします。南部地区の小林です。南部地区では10番から16番まで審議い

たしました。10番につきまして、贈与による所有権の移転でございます。譲受人は賃借により篠ノ井杵淵に耕作を行っていますが、その耕作地の貸付人が篠ノ井西寺尾に所有する農地について、今回、譲受人に贈与するというものでございます。また、農家創設であり営農計画について譲受人より説明をいただきました。長野市農業研修センターにて研修され、農業を行っていきたいとのことで、内容に特に問題はございませんでした。従いまして許可相当といたしております。

また、11番につきまして有償の所有権移転です。譲受人は5月に農家創設された方で、信更の地域おこし協力隊員として活動されております。5月に農家創設されたときにはりんごを生産するということでございました。今回の申請地につきましてはブルーベリーを生産されるということでございます。なお、本申請地は令和4年2月に譲渡人の夫が売買にて取得した土地ですが、その方がお亡くなりになり管理が困難になったため、今回、売り渡すことになったようでございます。ブルーベリーの栽培する予定の所は過去に、今回、譲り渡す方なんですけど、亡くなられた方なんですけど、山のジャム屋ということで盛んにこの地域を盛り上げてこられた方ではございます。従いまして、今度、地域おこし協力隊員として、ちょっと距離があるんですけども頑張っていたということで、許可相当といたしました。

12番につきましては、有償による所有権移転です。譲受人は既に農業されている方で、申請地から、ごく近くにお住まいで、作付け予定作物は大根、キャベツということでございます。こちらも特に問題なく、有償ですけど許可相当といたしました。13番につきましては、有償の所有権の移転ですけども、本件の譲受人につきましては既に農業されている方であり、申請地の近くにお住まいです。作付け予定作物はりんごとのことでございます。こちらも特に問題なく許可相当といたしました。

14番から16番につきましては、こちらは南長野運動公園のサッカー場の横です。フットボール場として整備される土地の代替地ということで。14番から16番の方は、いずれも有償の所有権移転ですし、対価として受け取った金額から今回の売買に関わる費用が支払われるとのことです。14番につきましては10アール未満の譲受人による案件です。こちらも代替地になっております。トマト、きゅうり、じゃがいも等、野菜を栽培する予定と聞いております。申請地までは5分ほどかかりますけども、特に問題はないということで許可相当といたします。15番につきましては、こちら譲受人は既に農業されている方で、申請地の近くにお住まいです。作付け予定作物は水稻になっております。16番で

すけれども、譲受人は既に農業されている方です。これも代替地になります。玉ねぎ、じゃがいもと大豆の他、野菜を作付けする予定ということでございます。いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは、東部地区調査会長から、17番から20番、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。まず、17番ですが農家創設の案件です。受人の●●さんは神奈川県から松代に転居された方です。以前から田舎暮らし、自然環境のいい場所での生活をイメージされていたということで、畑付きの物件が今回、購入することができたということで大変、意気込んでいらっしゃる方です。ただ、この西条地区、この場所は神田川沿いの神田川の上流部、山あいの集落に位置します。獣の関係やら、非常に被害も多く発生している所で、そういったところも今後、電柵等の設置で対応していきたいと。調査会の中では、田舎暮らしの憧れだけでは農地、農産業、耕作はなかなか厳しいものがあるよというアドバイスがありまして。周辺農地への影響がないよう、草の管理等、耕作地の管理等、しっかり行ってほしいというお願いをしたところなんです。現在、草刈に精を出していらっしゃるということです。本業は行政書士ということで、今回の申請もご自身でされているようなんですけれども、事務所は神奈川にあるということで、神奈川県とこちらの松代とを行き来をする中でということになるようです。ただ、近くにはJAの指導員を務めた人材もいるということで、そういった方の指導を受けながらしっかり取り組んでいきたいということで、許可することを判断した項目です。

18番につきましては賃貸借権の設定ですけれども、譲渡人、譲受人は親戚関係にあるということで、その中での契約です。譲受人は若穂のスマートインターの関係で農地を提供された中で、10反分の農家資格面積を下回ってしまった。今後の構想もある中で、農家を維持したいという中で今回、取得をされたという背景があるようです。耕作については十分、これから行っていける状況であるということで許可相当と判断をした項目です。

19番ですが、これについては譲受人が、農地情報に掲載された案件を現地確認された中で、今回、贈与で取得をされた案件です。譲受人の名義はご主人なんですけれども、主体はどうも奥さんが動いているようです。現在、まだ荒れた状態、草が生えている状態ということで、トラクターをかければ耕作ができるような状態ということで、地元の担当委員のほうでも、今後の耕作状況等、確認していきたいという中で許可相当と判断をしたものです。

20番につきましては、こちらも農家創設の案件です。お父さん

と息子さんとの間での使用貸借権の設定であります。息子さんは現在、会社員、上田市の事業所にお勤めということですが。来春には地元、若穂に戻る予定だということなんですけれども。調査会の中で営農計画を検討させていただいたんですけれども、2反部余りの果樹と野菜畑を借受人、息子さんが専従として耕作をして、かなりの収入を得るといような、20年後、30年後、将来の構想的なものを営農計画として提出されたものです。そういう説明を受けたんですけれども、果樹栽培は勤めながら片手間でできるものではないと、計画にもかなり現実との隔りがあるのではないかとというような委員からの指摘、アドバイスがありました。あらためて営農計画の見直し、再提出を求めて、それを確認した中で判断するというので進めてまいりました。申請者からあらためて、現実に即した営農計画が提出され、それを確認できたということで、この案件についても許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。私からいいですか。番号5番、6番。北部地区調査会さんのほうでやられた、まず農家創設ですけれども。自営業、差し支えなければ職種。自営業じゃ分からない、何をされてる方。同じく6番の農家創設で自営業。自営業っていうのは、もうちょっと細かく分かりませんか。

酒 井 主 査 事務局の酒井です。5番は分かるんですけど6番は確認が取れないんですけど。5番の方の自営業は雀荘だそうです。

議 長 雀荘？

酒 井 主 査 麻雀だそうです。

議 長 それは調査会でも議論になってますか。

善財地区調査会長 議論になりませんでした。話題にもなりません。

議 長 話題にもならなかった。北澤委員さん。

北 澤 委 員 6番は私が担当しましたので。●●っていう、●●さん。そこに載っているとおりなんですけど、●●で。浅川を挟んだ反対側に廃品回収の集荷場所で。過去はその所、私、ずっと続けてやっていたのかと思ったんですけど、6回、人が変わってるんです。今は駒沢に、借りる農地の1キロぐらいの所にお住みで、すぐ隣が、川を隔ててですけども自分の事務所があるという形です。その畑が空いてるので農家の方に声を掛けて貸してくれると、家族でやりたいという話だそうです。

議 長 廃品回収の回収したやつを置かれるようなことは間違っても。
北 澤 委 員 それは、ハウスを建てたいっていうことを目指してて。ハウス

に関しては地主の了解を得てくれと、そういうことはお話ししましたけども。やってる●●の隣に残廢を置いてる所が本当にあるんです。それとは違うんでね。

議 長 要は、農家創設を語って、いつのまにか行ったら廢品回収の山になったとか、そういう話じゃ困るなっていうのが心配だなと思って。5番の、これ、たまたま綿内なんですよ。●●さん、受人。もう一人って誰ですか。誰か分かりますか？

酒 井 主 査 5番ですか。

善財地区調査会長 5番に関しては分かりません。

酒 井 主 査 5番は、●●さんとおっしゃる息子さんです。親子で農家創設です。

議 長 綿内から長池に来るってことだよ、畑に。

酒 井 主 査 畑はそういう形になります。

議 長 通うってことだよ、そういう理解だよ。

酒 井 主 査 雀荘がどこにあるかは分かりません。

議 長 それぞれの担当の農業委員さん、推進委員、よくウオッチして。よろしくお願ひしたいですけど。これだけの面積、野菜やって相当の熱意じゃないと維持できねえと思うんで。取りあえず、質問は以上です。他、ございますか。なければ採決に入りたいと思います。議案第157号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第157号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第158号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

笠 井 主 幹 議案第158号農地法第5条の規定による許可申請について、
兼 事務局 長 補 佐 ご説明申し上げます。本冊7ページをご覧ください。番号1番から10ページの9番までの9件でございます。7ページ、再度お戻りください。

1番につきましては、駐車場を設置する転用案件です。備考欄に農振除外日と記載がありますとおり、令和6年6月10日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。2番につきましては、住宅とカーポートを建築する転用案件です。3番は住宅敷地を拡張する転用案件です。続きまして、8ページをご覧ください。4番は砂利採取用地として利用する一時転用で、許可の日から1年間としています。5番につきましては、資材置き場を設置する転用案件です。6番は駐車場と資材置き場を設置する転用案件です。

続きまして、9ページをご覧ください。7番と10ページの8番は事業主と事業目的が同じ内容で、工場と排水棟を建築する案件です。7番は賃貸借権の設定案件です。8番は所有権移転の案件となります。いずれも備考欄に農振除外日と記載がありますとおり、令和5年10月24日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。また、備考欄に機構意見の記載がありますとおり、合計面積が30アールを超えているため、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を述べる案件でございます。北信地区常設審議委員会および県常設審議委員会で審議をいただいた結果を踏まえて、長野県で許可の判断を行うものになります。

続きまして、10ページをご覧ください。9番は資材置き場と駐車場を設置する転用案件です。なお、2番、7番、8番は、備考欄に開発許可と記載があります。市街化調整区域において宅地造成や建築のような開発許可を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務が並行して進められ、農地転用許可制度の運用におきまして他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は農地転用許可はされません。従いまして、開発許可と記載のあるものは開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断しております。

なお、先月の総会で許可すべきものとして決定いただき県に達しておりました農地法第4条の1件、第5条の7件につきましては全て、許可済みとなっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局より説明がございました。それでは、各地区調査会長から補足説明ならびに検討決定に基づいた意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長から、1番および2番、お願いいたします。

善財地区調査会長 　北部の善財です。1番は地域貸借権の設定ということで、備考欄にありますとおり農振の除外が今月、6月10日付で決定した案件であります。借人の、この会社は長野市北部工業団地の中にある一企業で、駐車場の設置をしたいということですが。従業員用の駐車場なんですけれども、この会社、駐車場、4カ所持っているんですが、そのうちの1カ所が北部工業団地自治会駐車場ということで。共同駐車場をこの会社が借りていたんですけれども、今年いっぱい他会社に貸与される予定になってまして、駐車場が不足することから既存の駐車場を拡張したいというものであります。近隣の農業経営に与える影響は少ないと判断

いたしまして、許可妥当と判断いたしました。

2番は使用貸借権の設定案件で、貸人と借人の関係は、借人は娘さん夫婦が2名、借りるということであります。現在、貸人の自宅がある南側に当たる土地を娘夫婦に使用貸借権、貸し与えて、娘夫婦の住宅及びカーポートの建築をしたいというものであります。近隣農地に与える影響は少ないと判断いたしまして、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きます。中部地区調査会長から、3番から6番、お願いします。

北村地区調査会長 3番からご説明します。受人の家の前に道路が接してるんですけど、その道路に接した家の前の駐車場、ちょっと小さい駐車場あります。道路に接した部分が、本当に狭いんですけど、0.72㎡なんですけど、小さい農地に対する追認案件とご理解いただければと思います。受人の父親の時代から借りていたものなんですけども、今回、先々のこと、相続のことを考えて境界を確認をしたところ、0.72㎡が農地であることが判明したんです。今回、処理したいということでもあります。違反状態の解消ということなので、許可相当と判断をいたしました。

次に進んでいただきまして4番なんですけど、これは右にありますように、砂利採取用地としての一時転用ということになります。農地法は、一時転用の後に農地が確実に復元されることを求めています。復元は、なかなか農業委員として確認することは難しいものがあります。そこで、先日、現地に業者、調査会メンバー、事務局の人、みんな集まっていたいただきまして協議をいたしました。具体的には、農地の復元の3要素と考えているんですけども、一つは強度の管理、これをきちんとしてよねということを確認いたしました。2番目は、砂利を採った後の、中層なり下層に関する埋め戻しの土壌の品質です、これについても確認をいたしました。それから一番下は地下水脈に影響させないでねということ。加えて、近隣への騒音、環境問題です。それから通勤とか通学、ありますので交通安全を。これは相当の時間かけて、詳細に現地で業者と確認いたしました。彼らも誠実に履行することを了承して確認できましたので、調査会では許可相当と判断したところであります。

5番は、借人の資材置き場兼事務所があるんですけど、それが手狭になったっていうんで、場所を探していたということなんです。高齢で、どうしても農業ができなくなったという貸人と出会って、合意をしたということでもあります。この農地の南側に1軒家がありますので、そこは説明を行って、きちっと了解してもらってくださいということをお願いいたしました。これは、し

たということで返事がありました。周りには農地がありますが、資材置場なので農地には影響はないと判断いたしまして、許可相当ということで考えました。

6番は、つい最近あった3回目の案件なんですけども、引き続き提出されてきたものなんですけども、駐車場と資材を設置する案件になります。これも、事業計画書等、現場では確認いたしまして近隣住民の了解をもらっているということと、水路についても管理をきちっとやりますということと、駐車場でありますので隣接する畑、農地の営農条件には支障は与えないことも分かりましたので、許可相当ということで判断されました。以上であります。

議 長 続きます。東部地区調査会長から、7番から9番、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。7番と8番については関連の案件ということで、先ほど事務局からも説明がありましたけど、7番が賃借権の設定、8番が所有権移転の関係になります。これについては地権者の意向に基づくものと聞いております。こちらについては大規模な転用ということで、金属のメッキ処理加工を行う●●株式会社が新たな工場、駐車場を、それから排水棟を設置するという案件です。昨年10月の農振除外の際にも、それに先立って東部地区の全員で現場を確認し説明を受けたものです。今回、また計画の変更が生じたという中で、建物の配置が当初と異なるということで、6月の初め、今月初めに関係委員が集まり、現場の確認、行政書士、建設事業者からの説明を受けたところです。当初、建物が東西方向に長く、敷地の北端に設置されるという説明、計画であったんですが、今回、工場立地法によるものと思うんですけども、緑地帯を設ける、その幅がかなり大きなものになる。それに伴って、東西の北側への設置が困難になる中で、90度位置が変わりまして、南北方向に建物が設置されるという変更が行われています。それに伴って北側の農地の日照については、逆に改善されるということにもなってきました。

当日の、変更の説明を受ける中で、緑地帯の管理、あるいは周辺の耕作地からの消毒薬等の飛散、また、駐車車両への農薬の付着等については、譲受人の方で責任を持って対応してほしいということで了解をいただいているところです。この案件につきましては令和4年から計画が立ち上がったようで、地元の皆さんへの説明も何回か、複数回にわたって行われ、メッキ処理という事業内容ということで、排液処理の関係についても検査結果を毎月、地元の関係の皆さんへの報告を行っているという中で、地元との信頼関係も、ある程度、築かれているのかなと考えます。ということで、こちらについても許可相当と判断をしたものでございま

す。

9番の案件ですが、所有権移転に伴って資材置き場、駐車場として活用するというものです。この農地につきましては耕作は行われておらず、定期的に草刈り等が行われていた農地であるということで、今回、転用がされるものです。周辺農地への影響は、この計画の内容からは問題ないと判断されています。ただ、敷地内での除草剤の使用等については隣接の農地への影響等も考慮して、使用は避けるよう要請をしているということでございます。こちらについても許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告、聞いて発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

奥山委員 すいません、教えてください。

奥山委員 奥山委員さん。

奥山委員 7番、8番の農地面積はいいんですが、施設面積の面積と、合わせてもならねえんだけど、どういう。合計数量。

議 長 施設面積。

奥山委員 3,870.24 と、真ん中の形態ね。施設面積と、7番、8番、足したって、その数字にならないんだけど。

議 長 7番の？

奥山委員 8番の。

議 長 こちらの施設の合計。

奥山委員 施設面積の㎡が。

近藤地区調査会長 ここ、排水棟の施設面積ということだと思んですけど。それ以外でも・・・。

奥山委員 そうすると、8番の合計と7番の合計も違うんじゃない？

議 長 とにかく、事務局、説明をお願いします。

酒井主査 7番は、敷地全体の中の賃借権の設定の面積が3,932㎡っていうのです。8番は所有権移転で2,951㎡なので、今回の転用の面積的には、3,932足す2,951㎡っていうのが転用全体の面積です。その面積のうち、工場と排水塔で、それぞれに掛かってきちゃうんですけども、3,870.24㎡っていうのが工場と排水棟の敷地面積っていう意味合いになるので。合算して合うとか、合わないとかっていう話ではないっていう。

奥山委員 余った部分は何に使うんですか。

酒井主査 緑地帯であったり。

近藤地区調査会長 駐車場が、かなり。

奥山委員 分かりました、ありがとうございます。

議 長 他の委員さん、どうですか。私、1点、いいですか。4番、中

部地区調査会のこれ、地目が田ですよ。現状は畑ですよ。1年後に復帰するには、畑に復帰するという理解でいいんですか、田にするんですか。

北村地区調査会長 長 その確認はしなかったんですけども、恐らく現況に合わせると思います。

議 長 現況、畑ですよ。

北村地区調査会長 長 現況に合わせるということ。

議 長 現状の畑に合わせるという理解でいいんですね。田になると用水路とか、いろいろ関係が出てくるんで。

北村地区調査会長 長 現況に合わせるということです。

議 長 事務局もいいですね。

酒井主査 表土を採って、それをまた戻すっていう形になるので、畑を畑に戻すという形になろうかと思います。

議 長 分かりました。他、いかがですか。よろしいですか。それでは質問が出尽くしたということで、これで締め切り、採決に入りたいと思います。議案第158号について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第158号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第159号 農地法第3条の規定による許可の取消しについてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

笠井主幹兼事務局長補佐 長 それでは、議案第159号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、ご説明申し上げます。本冊11ページをご覧ください。番号1番の1件でございます。本件は令和4年11月30日開催の第34回総会において、農地法第3条の規定による許可申請で所有権移転として許可と決定した案件です。取り消しの理由につきましては理由欄に記載がありますとおり、2筆のうち1筆、3285番2の譲受人の変更のためでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局に説明をいただきました。それでは、担当の地区調査会長から補足説明ならび検討結果について、ご意見を、報告をお願いします。南部地区調査会長、1番についてお願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。こちらの案件につきまして、当初、2筆、許可ということで前回、議題として挙がっておったんですけども、そのうちの1筆が譲受人、変更するということが発生しまして、取り消しという形になります。というのも、一部の取り消しというのはできないためです。3282番の2と3286の1のうちの、

3282の2番が取り消しできないために全体を、許可を、申請を取り消すこととなります。従いまして、またあらためて申請がなされるものと思います。今度は譲受人も変わるんじゃないかという感じが受けております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただ今の事務局説明と南部地区調査会長の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがですか。私から1点、いいですか。これは農振は関係なかったですか。この許可、農振を、例えば外してとかいうのはないんですか。

酒 井 主 査 事務局です。これは3条なので農振は関係ないです。
議 長 勘違いです、3条ですね。了解です。他、いかがですか、いいですか。ないようですので採決に入ります。議案第159案について許可を取り消すことに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認できました。よって、議案第159号は許可を取り消すことに決定をいたしました。

続きまして、議案第160号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題にいたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠 井 主 幹 議案第160号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申
兼 事務局 長 補 佐 請についてご説明申し上げます。本冊13ページをご覧ください。番号1番の1件でございます。本件は農家住宅及び農業用倉庫として使用するため、令和5年4月28日開催の第3回総会において許可相当と決定いただき、同年5月11日付で許可となった案件でございます。変更内容及び理由は、一番右の欄に記載のとおりです。変更内容は2点ございまして、1点目は農家住宅の床面積の減少で、変更前、168.93㎡を変更後、136.42㎡とするものです。2点目は農業用倉庫一棟、67.07㎡を追加建築するものです。変更理由につきましては、許可後、建築コストの高騰により木材が入手しづらくなった状況と、農機具を更地へ置く保管方法から風雨を防げる農業用倉庫に変更したためです。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明ありました。番号1につきまして、北部調査会長から検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。本件、ただ今の事務局説明のとおり、建坪を減少させるということ、それから農業用倉庫を追加建築したいということでありまして。周辺農地に与える影響は少ないと判断いたしました。許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明および地区調査

会長の報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。特にないですね。

【質疑なし】

議長 それでは採決に入ります。議案第 160 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 160 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 161 号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課、議案の説明をお願いいたします。

農業政策課 議長 議案第 161 号 農振除外等に係る意見聴取について、ご説明申し上げます。別冊 1、第 17 回農業委員会総会議案農振除外等に係る意見聴取についてをご覧ください。資料の最初のページに除外案件受付表がありますので、ご覧ください。今回の農業振興整備計画の変更は、編入 1 件、除外 8 件です。最初に編入から説明させていただきます。資料、2 ページ、めくっていただき、編入番号 1 番です。

土地所有者が長野市中条御山里●●、●●さん、申請地は中条御山里●●。編入面積、1,040 m²、地目は畑。中山間地等直接支払制度の対象地とするために指定されたものです。次のページに申出地位置図がありますのでご覧ください。編入については以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この案件につきましては、編入案件と農振除外案件、二つの異なった内容でございますので、最初に編入案件の 1 件のみ審議をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、ただ今の件につきまして、西部地区調査会長から検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。本地域は棚田の保全を行っている地域で、少しでも多くの水田を保全したいと地元の方は考えており、また保全に当たり、今まで白地であった本件農地を農振地域に編入して中山間地域等直接支払制度の補助金の対象地とするための編入であり、承認することに問題はないと判断しました。お願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の農業政策課並びに西部地区調査会長の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。ございませんか。非常に珍しいし、積極的な姿勢ですね。特にご意見がなければ採決に入ります。議案第 161 号のうち、ナンバー 1 の案件につきまして編入することが相

当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます、全員の方の、編入案件について賛成であることを確認いたしましたので、決定いたしました。

続きまして、農業政策課から農振除外 8 件の説明をお願いいたします。

農業政策課 続いて、除外案件について説明させていただきます。まず最初に、訂正表について説明させていただきます。別紙の訂正票をご覧ください。農振除外番号 1 番の訂正になるんですが、除外番号 1 番の資料の中の、中段、中ほどの所に除外 6 要件が記載してございます。その⑤番、農地の保全、利用上の必要な施設の有する機能に支障がないという件の備考案になるんですが、こちら、土地改良区の同意ありっていう記載があるものを、土地改良区なしに訂正をお願いいたします。

続いて、除外ナンバー 2 番の訂正になります。除外ナンバー 2 番の訂正につきましては、上段右側に土地改良区の欄があるんですが、ここ、今、空欄になっておりますので、こちら、なしという形で訂正をお願いいたします。飛ばしていただいて、続いて除外ナンバー 4 番について、お願いいたします。1 番と同じ所になるんですが、中段に除外 6 要件を記載している中の、⑤番の備考欄になります。土地改良区なしという記載がございしますが、こちら、土地改良区の同意ありっていう形で訂正をお願いいたします。

続いて、除外ナンバー 5 番になります。こちらも同様の位置になりますが、除外 6 要件の⑤番、備考欄になりますが、土地改良区なしと記載あるものを、申し訳ございません、土地改良区の同意ありという形で訂正をお願いいたします。続いて、除外ナンバー 6 番になります、同様の内容になります。6 要件のうちの⑤番、備考欄になりますが、土地改良区の同意ありってなってるものを土地改良区なしということで、お願いいたします。続いて、除外ナンバー 7 番になるんですが、同様に、除外 6 要件の⑤番のうちの備考欄、土地改良区の同意ありとなっているものが、土地改良区なしへの訂正をお願いいたします。

最後に、除外ナンバー 8 番の変更になるんですが、一番上段の右側、事業計画内容になるんですが、農業後継者別棟住宅となっているんですが、正しくは農家後継者別棟住宅になりますので訂正をお願いいたします。以上になります。

議長 長 なんて、こんなに出たんだい。

農業政策課 申し訳ございません。言い訳になってしまうんですが、初めて作成した資料で、きちんとチェックすることができなかったもの

議 長
農 業 政 策 課
中 野 主 事
議 長
農 業 政 策 課
中 野 主 事

で。

これからはないですね。

次回からは気をつけますので。

続けてください。

資料の除外ナンバー 1 番から説明させていただきます。事業計画者、●●株式会社は、申出地において駐車場を整備するため、申し出するものになります。除外申請地は松代町清野●●で、地目は畑。除外面積は 333 m²で土地改良区はございません。農地法は 1 種農地ですが、既存の拡張により転用見込みがあります。開発許可は、建築物がないため許可不要となっております。除外 6 要件につきましては、②については地域計画の策定中のため要件から除いておりますが、その他は全て満たしている状態です。内容説明ですが、事業計画者の業績は堅調に推移している。隣接する土地を従業員駐車場として活用しているが、駐車台数が不足しており駐車場を確保する必要があるので申し出するものです。10 ページ以降に位置図、配置図、平面図、申出地の現況写真を添付しておりますので参考にご覧ください。

次に、除外ナンバー 2 番、説明させていただきます。事業計画者、有限会社●●は申出地において、既に資材置き場および駐車場として農地以外に利用していることから、追認の案件となります。除外申出地は若穂川田●●、地目は畑、除外面積は 690 m²、土地改良区はございません。農地法は 1 種農地ですが、集落接続により転用見込みあり。開発許可は新設の建物がいないため、許可は不要となっております。除外 6 要件は、②については地域計画策定中のため要件から除いておりますが、その他は全て満たしている状態です。内容説明ですが、申請地について、平成 8 年頃より、有限会社●●の前社長である●●が、実弟に当たる当時の土地所有者、●●と合意により、事業用資材置き場および従業員駐車場として活用してきました。この件について農振除外の手続きが必要という認識はなかったため、今回、あらためて申し出するものです。次のページに位置図、その次のページに平面図がございます。事業計画者が建設会社であるため、資材としてコンテナハウスや仮設トイレが置かれております。その次のページに現況写真も添付しておりますので参考にご覧ください。

続いて、除外ナンバー 3 番です。事業計画者は●●株式会社●●で、申出地において駐車場を整備するため申し出するものです。除外申出地は松代町東寺尾●●で、地目は畑、除外面積は 1501 m²、土地改良区はございません。農地法は 3 種農地で原則許可のため、転用見込みあり。開発許可は新設の建物がいないため許可不

要となっております。除外6要件は、②については地域計画を策定中のため要件から除いておりますが、その他は全て満たしている状況です。内容説明ですが、事業計画者において新しい事務所を既存駐車場に建築するために、敷地外に駐車場を確保する必要があり申し出するものです。また、業務上、緊急対応が必要になる場合があるため、事業所に近い申出地を選定しました。次ページ以降に位置図、配置図、申出地の現況写真を添付しておりますので参考にご覧ください。

続いて、除外ナンバー4番です。事業計画者及び土地所有者は●●さんになります。事業計画ですが、農家分家住宅を建設するために申し出するものです。除外申出地は若穂綿内●●、地目は畑、除外面積は471㎡のうち、400㎡。河東土地改良区の受益地ですが土地改良事業等の実施はありません。農地法は1種農地ですが、集落接続により転用見込みあり。開発許可は、農家分家住宅のため見込みありとなっております。内容説明ですが、事業計画者は田畑を3,841㎡ほど耕作している両親の農業を手伝うため、両親宅から近い除外申出地に農家分家住宅を建設するもの。なお、実家は兄が継承している、です。次ページ以降に位置図、配置図、平面図、立面図、申出地の現況写真を添付しておりますので参考にご覧ください。

続きまして、除外ナンバー5番になります。事業計画者は●●株式会社で、申出地において資材置き場を整備するため申し出するものです。除外申出地は柳原●●で、地目は田、除外面積は1,276㎡。長野平土地改良区、善光寺平土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はございません。農地法は1種農地ですが既存の拡張により転用見込みあり。開発許可は新設の建物がないため許可不要となっております。除外6要件につきましては、②については地域計画を策定中のため要件から外れておりますが、その他、全て満たしている状況です。内容についてですが、事業計画者の業績は堅調に推移しており、事業拡大に伴い碎石の保管場所及び重機の置き場を確保するため、申し出するものです。次ページ以降に位置図、配置図、申出地の現況写真を添付しておりますので参考にご覧ください。

次に、除外ナンバー6番。事業計画者の●●さんが申出地において、既に住宅倉庫及び宅地庭として農地以外に利用していることから、追認の案件となります。除外申出地は大字平柴字北ノ原古新田●●で、地目は畑、除外面積は218㎡、土地改良事業の実施はございません。農地法は2種農地で既存の拡張により転用見込みあり。開発許可は不要となっております。除外6要件は、②につきましては地域計画策定中のため要件から除いております

が、その他は全て満たしている状況です。内容ですが、申請地について、昭和 51 年より申請者の父、●●が倉庫兼駐車場として活用してきた。この件について農振除外の手続きが必要という認識がなかったため、今回、あらためて申し出するものです。次ページ以降に位置図、平面図、配置図、現況写真と続いておりますので参考にご覧ください。

次に、除外番号 7 番です。事業計画者は株式会社●●になります。事業計画ですが、申出地に木材置き場を整備するため申し出するものです。除外申出地は、中曽根●●、他 6 筆、地目は畑、除外面積は合計 5,397 m²となります。土地改良事業等の実施はございません。農地法は 2 種農地ですが、非代替性で転用見込みあり。開発許可は、都市計画区域外のため許可不要となっております。除外 6 要件は、②については地域計画策定中のため要件から除いておりますが、その他は全て満たしている状態です。内容ですが、事業計画者の業績は堅調に推移している。事業拡大と木材の保存期間の長期化に伴い新たに木材置き場が必要になったため、今回、除外申請するものです。次ページ以降に位置図、配置図、申出地の現況写真を添付しておりますので参考にご覧ください。

最後に、除外ナンバー 8 番です。事業計画ですが、申出地に農家後継者別棟住宅を建設するため申し出するものです。除外申出地は風間●●、地目は田、除外面積は 1,064 m²のうち、250 m²。善光寺平土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はございません。農地法は 2 種農地で非代替性のため転用見込みあり。開発許可は、農家住宅のため見込みありとなっております。除外 6 要件は、②につきましては地域計画策定中のため要件から除いておりますが、その他、全て満たしている状態です。内容ですが、事業計画者は田畑を 1,374 m²ほど耕作している両親の農家を手伝い継承していくため、両親の畑の隣地である除外申出地に農家後継者別棟住宅を建設するものです。次ページ以降に位置図、配置図、平面図、立面図、申出地の現況写真を添付しておりますので参考にご覧ください。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 　ただ今、8 件の農振除外説明を農業政策課よりいただきましたけども、これにつきまして皆さんからご質問、ございましたらお願いいたします。その前に各地区調査会長から、それぞれ結果報告、意見の報告を含めてお願いします。初めに西部地区調査会長、6 番についてお願いします。

和田地区調査会長 　6 番につきましては、説明のとおり追認事案であります。本件、農地全体は傾斜地であり耕作不能であったので、写真でも確認で

きますとおり、土止めを兼ねた堅固な倉庫及び駐車場が建設を
してしまい、承認することはやむを得ないものと判断しました。以
上です。

議 長 続きます、東部地区調査会長から、1番から4番。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。1番につきましては、既に、写真
をご覧いただくと分かるんですけども。申請地の東側と南北の
道路までを突っ切る大きな駐車場、●●の駐車場が整備されてい
て、西側に隣接した申請地も、さらに駐車場とするもので、特に
周辺への影響もないことから可と判断したものです。2番ですけ
れども、これも追認という状況ですけども。当時は、兄弟間で口
頭での合意で農地を資材置き場として活用するという事にな
ってましたので、今回、事業計画者、使用者については、それ
ぞれ、お子さん、いとこ移動同士の中でのものがございます。今
回、あらためて農振除外の手続きを行うということで、将来的に
は所有権の移転も行うという計画になっているようです。とい
うことで、こちらでも可と判断をいたしました。

除外番号3ですが、駐車場の整備ということで。この話は、写
真であるとおりに古びたぶどう棚がそのまま残されていて、長い間
耕作も行われていなかった農地であります。周辺の影響もないと
いうことで、可と判断をしたものです。除外番号4ですが、こ
ちらの農地については、事業計画者が相続により取得された農地
について、農家分家住宅を建設するというものがございます。それ
についても周辺の影響等ないということで可と判断をしたもの
です。以上です。

議 長 続きます、北部地区調査会長、除外番号の5番、7番、8番、
お願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。除外ナンバーの5につきましては、事務局さ
んに確認したいんですけど、他の案件は、農用地については色地
で、違うものは白地という図面という解釈でいたのですが。調査
会の中では、これ、ちょっと違和感を覚えたんですけど、この色
塗りの所は農振農用地という解釈でよろしいですか。

農業政策課 この位置図の色塗りの部分を言われておりますか。

中野主事 既存の所だよ、既存の敷地。

善財地区調査会長 既存の敷地につきましては、過去に除外した経過がございま
し。周りの農振の用地より少し色が薄い色になっているのが、こ
ちらの土地になっていると思います。すいません、お答えになっ
ているか分からないんですけど。

善財地区調査会長 要するに、農振農用地の青地と、青地じゃない色塗りの違いは、
これでは分からないということです。

農業政策課 今回、申出地と書かせていただいている周辺の、色の付いている、色の濃い部分につきましては青地になっております。ただ、過去に除外した経過がある土地については色が薄くなっている所がございますので。真っ白の所と色が薄い所と、それぞれあると、この図だと分かりにくい部分があるかと思うのですが。今、おっしゃったとおり、申出地の周辺の、色が濃い部分につきましては青地になっております。

善財地区調査会長 申出地の、本当に暗いのが申請地ね。それから、少し薄くなったのが青地で、もう下の薄いのが白地でということですか。

農業政策課 はい。もう一色、申出地の北側の所に少し、今、青地とおっしゃった所と色が違う部分があるかと思うんですが。そちらは、過去に青地から変更した経過がある所が少し、色が薄くなっている部分がございますので。青地という意味合いで言いますと、この周辺の農地はみんな、青地にはなりますが、過去の変更履歴がございますので、色が違って見える部分がございます。

善財地区調査会長 他の除外案件と地図、違うんですか。

農業政策課 中野主事 同じ作り方をしております。

善財地区調査会長 他のは、農振の青地はグレーで塗ってあるのが農振、青地というふうに、はき違えたんですね。

農業政策課 中野主事 この周辺で過去に変更の履歴がないと同じ色といいますか、全て青地に見えるんですが。この申請地の周りで、ちょうど過去に変更履歴が多かったので、この部分の色が少し、白黒ですと変わって見えるのではないかと思います。

善財地区調査会長 なぜ聞いたかという、この申出地の黒く濃く塗ってある申請地の北側、上側のこれ、何筆あるか分かんないけど4、5筆あるんでしょう。これは農地じゃないんです。農地じゃないものは、なぜ、このような色になっているのか分かんないって一つです。

農業政策課 中野主事 重ねての説明になってしまうんですが、過去に農地で青地だった部分になるんです。それを除外した経過が地図上で分かるようになってるのが、作成したシステムの作りになっておまして。昔、青地だった所を除外した部分が、少し色が薄い形になっています。

善財地区調査会長 今の、この除外ナンバー5という、グレーの図面を1枚めくっていただいたところに写真がありますけども。写真じゃなくていいや、その前のページを90度回転していただくと。非常に分かりづらい図面なんですけど、核となった土地の形状があって、一番下が新井様というのがありますけど、これは本件とは対象外の土地。その上の所、7.5メートル、2.5メートルと書いてある所の

区画が現在、申請されている除外申請地、その上側が既存の敷地ということで。既存の敷地に隣接した南側の隣接地を、資材置き場のために除外したいという案件でありまして、近隣農地に与える影響は少ないということから、除外相当という判断をした次第であります。

ただ、除外ナンバー5って書いてある、この図面、薄墨色で書いてある図面が非常に分かりづらいんで、今後、検討いただければと思います。次の紙、それから写真で見ますと、下の写真は白っぽい塀でくくられてるような所、写ってますけど、これが北側の既存の敷地の一番東側、南側ということです。黒く囲んだ部分が今回の申出地ということなんで、先ほど言った、図面、もう少し分かりやすいと、理解に苦しむところがなかったと思いますんで、よろしく願います。5番、そういうことで、除外相当ということで決定いたしました。

一つ空けて、7番。除外番号7、こちら、浅川地区ですが、長野市中曽根にあります、株式会社●●という会社でありますけれども、木材置き場にしたいというものであります。申出地、次のページにありますとおり、浅川ループ橋を上がっていった、飯綱高原へ向かう県道沿いの東側に当たる所であります。1枚めくっていただきますと配置図がありますけれども、ただ今の県道の東側に隣接する土地ということであります。次のページが上空から撮った写真でありまして、90度回転していただきますと、浅川ループ橋から上がってった県道が下から上へ向かっていると。その東側の、薄い線で描いてあるので分かりづらいんですけど、県道の左カーブになった所の東側、この辺が薄い灰色の線で囲んであるんです。これが除外申出地でありまして、東側については既存の敷地であるということで、本件につきましても周辺農地に与える影響は少ないということで、農振除外、転用許可相当であると判断をいたしました。

次の案件、除外番号8ですが、農家後継者の別棟住宅ということであります。次のページに図面がありますが、申出地と書いて矢印がありますけれども、この黒く塗りつぶした所が除外の申出地でありまして。上に薄く塗ってある土地、ありますけど、ローマ字のPに見えるかと思うんですけども、Pの字の形をした畑の南側の一部も除外すると。北側は自己所有地のため、そのまま農地として存続するということであります。申出地の矢印がちょうど当たっている所、白抜けてますけども、この白抜きの所は親の住宅が建っている土地でありまして、ページ、2枚めくっていただきますと写真があります。ただ今、申し上げた両親の住む住宅が、この住宅でありまして、その西側に当たる所、ここに

後継者別棟住宅を造りたいというものであります。写真の奥については、そのまま農地として存続するということでありまして、近隣農地への影響は少ないと判断をいたしまして、除外相当、転用許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 長 ただ今、8件の除外申請、調査会長からの報告、終わりますけれども、皆さんからご質問、ご意見、ございますか。中野さん、悪いけど、ここ、カラーにできねえかな。農振は、一番大事なものは、農振か農振じゃないかってことが一目分からないと。金、もったいないというレベルじゃない、われわれとすれば。せめて資料としてはカラー化できないのかと思うのと、正直いって、非常に分かりにくい。われわれ、特に問題にしているのは、農振地域を農振除外するんだから。その周辺の環境がどうなのかってことが、非常に重要になってくるんです。

農業政策課 中野主事 長 ちょっと検討させていただきたいんですが。カラーの部分だけ別冊ってような形で。

議長 中野主事 長 いや、この中に。

農業政策課 中野主事 長 この中に差し込む形。

議長 中野主事 長 それとも別冊でも、技術的に難しければ、いいです。

農業政策課 中野主事 長 別冊っていう形でもよろしいですか。

議長 中野主事 長 今、これじゃ、とてもじゃないけど、農振なのか。過去に農振だったやつを外した所、薄いだとか、説明受けたって分からない。われわれは当然、これをベースに現場に行ってみて確認するわけです。そうするとなおさら、ややこしくなる。

農業政策課 中野主事 長 もう少し分かりやすい方法がないかも併せて検討させていただいて、変更できる部分は変更して。

議長 中野主事 長 それとも、一筆一筆、全部地番、入れてもらって。そんなことできないでしょう。その辺、ちょっと工夫してください、お願いします。皆さんがた、他、よろしいですか。それでは、なければ採決に入ります。議案第161号のうち農振除外8案件について、除外することに相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。よって、除外することが相当であると決定いたします。以上で、編入1件、農振除外8件、全ての案件が相当であることを決しましたので、その旨の意見書を長野市長に提出いたします。ご苦労さまでした。

議長 長 続きまして、議案第162号 非農地決定について事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹 議案第 162 号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊
兼事務局長補佐 15 ページをご覧ください。番号 1 番から 24 番まででございます。
非農地決定につきましては下段に面積の集計方法を載せてござ
います。今月、ご決定いただくものは、山林が 10 筆で面積が
4,604.91 m²、原野が 14 筆で面積が 10,209 m²、合計で 24 筆、
14,813.91 m²でございます。説明は以上でございます。ご審議の
ほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今のように、事務局より説明がございました。これより審
議に入ります。当案件につきまして、ご発言のある方の挙手を求
めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第 162 号につ
きまして原案のとおり決定することに賛成の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。
よって、議案第 162 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 50 号 農地法第 4 条の規定による届出につ
いて、報告第 51 号 農地法第 5 条の規定による届出について、報
告第 52 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設(2アール未満)
の届出についてを行います。事務局より説明をお願いします。

笠井主幹 報告第 50 号 農地法第 4 条の規定による届出について、ご報告
兼事務局長補佐 申し上げます。本冊 17 ページをご覧ください。番号 9 番から 19
ページの 18 番までの 10 件です。農地を農地以外に転用する場合
には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ
農業委員会に届け出ればよいことになっております。いずれも
市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおり
となっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受
理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 51 号 農地法第 5 条の規定による届出につ
いてご報告申し上げます。21 ページをご覧ください。番号 16 番
から 25 ページの 28 番までの 13 件です。同じく市街化区域内の
届出ですが、5 条の転用届出で農地の権利移動を伴う転用届出に
なります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類
等に特に問題はなく事務局長専決により受理しておりますので、
ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 52 号 農地法第 4 条の規定による農業用施
設 2アール未満の届出についてご報告申し上げます。本冊 27 ペ
ージをご覧ください。番号 1 番の 1 件でございます。農業用倉庫
等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2ア
ール未満で要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要で、農業委員会

へ届出を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題なく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件3件につきましてご説明いたしました。よろしく願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から報告第50号、第51号及び第52号につきまして説明がありました。発言のある方は挙手を求めます。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 　質問がないようでございます。よって、報告案件でございますので、ご了解をいただくよう、お願いを申し上げます。ありがとうございました。農地法関係につきましては以上で、次に、その他農業委員会業務に関する事項について審議を行います。議案第163号 令和6年度管外視察研修について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

駒 村 係 長 　事務局の駒村です、よろしく申し上げます。令和6年度管外視察研修について説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。説明は着座で失礼いたします。今年度の概要を説明させていただきます。2の(1)の所からですが、期日は10月3日、4日の1泊2日、参加者は農業委員、農地利用最適化推進委員、24名で、地区調査会ごとの内訳は記載のとおりになります。視察先の候補は、資料の2ページになります、ご覧ください。こちら、いずれも栃木県内にある3カ所を提案させていただきます。

まず、足利市にあるココ・ファーム・ワイナリー。こちらは障がい者支援施設、こころみ学園の園生の働く場として1980年に設立したワイナリーでございます。2カ所目は真岡市にあるJA全農とちぎ青果物広域集出荷センターです。栃木県内の五つのJAが共同利用する青果物の集出荷、選果、包装加工施設で、今年1月に竣工し3月から本格稼働している施設です。3カ所目は大田原市農業委員会です。こちらは農業委員17名のうち6名が女性農業委員で、女性農業委員の占める割合は35.3パーセントということです。女性農業委員グループ、チームあゆみを立ち上げ活動をされています。その他、地域計画や農地の集積など、農地費用の最適化の推進に係る取り組みについての視察を予定しています。

資料の3ページには、この3カ所を視察した場合の行程表の案がございます。中型バス1台で移動する予定で、詳細な時間や食事場所、宿泊場所および休憩場所につきましては、今後、旅行の業務委託をする旅行会社と調整をさせていただきたいと思えます。資料のほうは1ページ目にお戻りいただきまして、実施スケジュールですけれども、今回の総会で実施日、視察先のご決定を

していただきましたら、7月の地区調査会で参加者を選出していただきまして10月に実施というスケジュールになります。4には参考として、令和5年度の実績を記載してございます。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議

長 　ただ今、事務局より説明がありました。ただ今の説明に対しましても何かご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。秋の管外視察研修ですね、10月3日、4日の2日です。お忙しい時期ですけども、それぞれの調査会でご相談いただきまして、割り当て人数の確定を早めに行っていただいて、日程、各調整をお願いいたします。よろしいですね、ありがとうございました。そうしましたら、採決に入ります。議案第163号につきまして、原案のとおり決定するに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 　ありがとうございました。全員、賛成いただきました。よって、議案第163号 令和6年度管外視察研修につきましては原案のとおり決定いたしました。引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、議案第164号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化推進の状況その他事務の実施状況の公表を議案といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。恐縮ですけど時間の調整もあるので、調査会でも説明をされていますので簡単に。

松橋事務局長補佐

資料2になります。内容につきましては、先の地区調査会でご説明したとおりでして変更はございませんので、よろしくお願いいたします。以上です。

議

長 　以上ですか。あんまり簡単ですね。ただ今、事務局から説明をいただきましたけども、ただ今の説明に対し何か、ご発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議

長 　質問がないようでございますので、採決を行います。議案第164号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 　ありがとうございました。全員、賛成を確認いたしました。よって、議案第164号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化推進の状況その他事務の実施状況の公表は原案のとおり決定いたしました。これで、今度、ホームページにこの内容を掲載することになりますので、ご承知おきをお願いいたします。

以上で、本日予定いたしました議事につきましては滞りなく終わりましたが、その他、議案に相当する皆さんがたからのご

提案等、ございますか。よろしいですか。非常に時間の迫った議事進行で申し訳なかったんですけども、おかげさまで予定されました議事につきましては、十分審議できましたと思っております。これで、私から曾根会長代理に司会をお返しします。よろしくをお願いします。

曾根会長代理 青木会長、ありがとうございます。以上で本日の議事は終了となりました。次に、8のその他に移ります。全体を通しまして皆さんからご意見等、ありましたら、お願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。なければ、事務局から今後の日程設定をお願いします。

西村事務局長補佐 事務局の西村でございます。私から連絡事項、2点を申し上げます。まず1点目ですが、今後の日程につきまして総会の次第をご覧ください、下段になります。次回、第18回総会につきましては、7月31日、金曜日、開始時間、午後2時30分から午後5時までの予定です。会場が会議室203になります。開始時間につきましては通常より1時間遅らせての開催となりますのでご注意ください。続きまして、裏面をご覧ください。7月の地区調査会、農家相談会の日程でございます。記載のとおりでございますので、ご了承ください。3番目、今後の会議等の日程につきましては、前回の総会以降、新たに追加した項目のみ説明させていただきます。まず、2番の長野県農業委員会女性協議会長野支部総会および研修会が7月2日、午後1時から午後4時15分まで、高山村保健福祉総合センターで行います。7番、8番につきましては9月開催の役員会総会の日程でございますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。私からの連絡事項、以上でございます。

曾根会長代理 ありがとうございます。以上で第17回の総会を終了いたします。長時間にわたりましてありがとうございます。